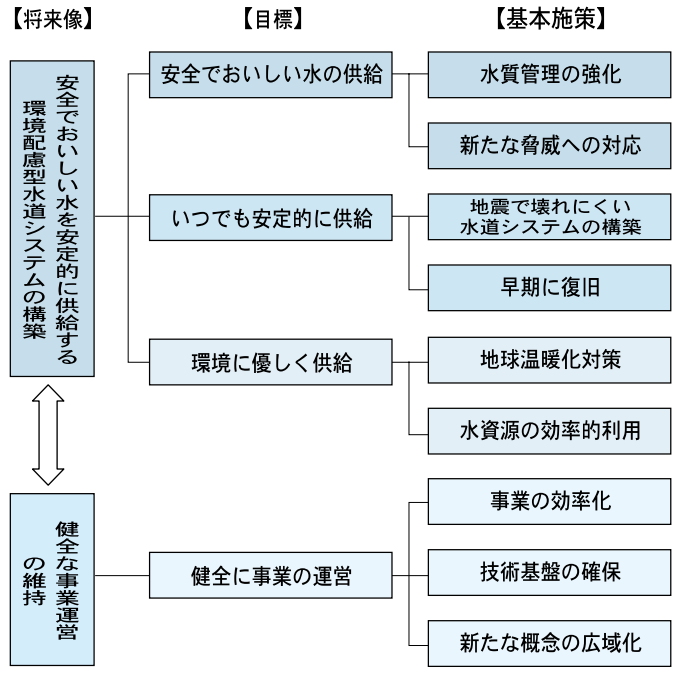


▼技術基盤を確保します。
▼新たな概念の広域化（施設の共同化・管理の一体化）を検討します。

■環境にやさしく水を供給します

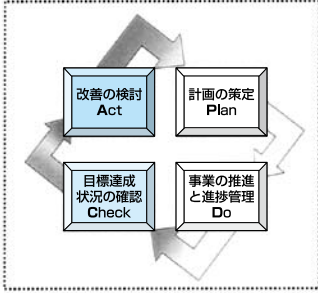
▼エネルギーの効率的利用や太陽光などの自然エネルギーによる発電などについて検討し、地球温暖化対策に取り組みます。
▼水源の保全という観点から、漏水防止に取り組み、有効率の維持・向上を目指し、水資源を効率的に利用します。

市水道ビジョンの施策体系



水道ビジョンの着実な実施

次のP・D・C・Aのマネジメントサイクルを導入し、確実なフォローアップを図ります。



田浦浄水場完成予想

これらを実行するために、水道部内でフォローアップ組織を設置し、必要な段階において、目標の達成状況や改善方針に対して学識者や市民の意見を仰ぎます。
今後は、この「小松島市水道ビジョン」にもとづき、水道事業の円滑な推進に努めてまいります。お客様ニーズや社会情勢変化、動向を見極めつつ、計画の定期的な見直しも行ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしく願います。
業務指標など詳しくは、小松島市水道部ホームページに掲載
水道ビジョンに関するお問い合わせは、市水道部（田浦町中西 ☎32・6188）まで。
E-mail: suidobu@e-awarinet

《省エネ改修工事に係る固定資産税の減額措置》

平成20年1月1日以前に建築した住宅に、一定の省エネ改修工事を行った場合（平成20年4月1日～平成22年3月31日までの間）、申請により翌年度分の固定資産税が3分の1減額（1戸当たり120㎡相当分まで）になります。

◎対象となる改修工事（費用が30万円以上であること）

- ・窓の改修工事（例：窓の二重サッシ化、複層ガラス化など）
 - ・窓の改修工事と併せて行う床、天井、または壁の断熱工事
- ※各制度について、改修工事後3ヶ月以内に申請してください。

◆新築住宅が対象

《長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置》

長期にわたって良好な状態で使用される構造等を備えた良質な住宅の普及を促進するため、平成20年度法制改正により、「長期優良住宅の普及に関する法律」の規定に基づき認定された住宅を新築した場合、当該家屋に係る固定資産税を減額する制度が創設されました。

◎要件

- ・平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築されたもの
- ・人の居住の用に供する部分の面積が、家屋の床面積の2分の1以上のもの
- ・住宅の床面積が50㎡（二戸建て以外の賃貸住宅の場合は40㎡）以上280㎡以下

◎減額される範囲

120㎡相当分までの固定資産税が2分の1減額

◎減額期間

住宅の種類	減額期間
一般の長期優良住宅（左記以外）	新築の翌年度から5年間
3階建て以上の中高層耐火長期優良住宅	新築の翌年度から7年間

各制度について、申請の方法や必要書類など詳しくは、市税務課固定資産税係（市役所1階 ☎32・2115）まで。